

B350000

**常昼勤務者における年次有給休暇の
計画的支給に関する協定**

 2024年1月1日

 エムシーパートナーズ株式会社

常昼勤務者における年次有給休暇の計画的支給に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という。）とは、神奈川オフィス所属並びに神奈川オフィスに勤務する者について、従業員就業規則第24条第4項、派遣従業員就業規則第11条第10項、嘱託就業規則第21条第2項、契約社員就業規則第17条第7項、無期雇用派遣従業員就業規則第22条第6項、無期雇用嘱託就業規則第19条第2項並びに無期雇用契約社員就業規則第17条第7項に定める常昼勤務者における年次有給休暇の計画的支給（以下「計画年休」という。）に関し下記の通り協定する。

第1条 2024年における計画年休支給日は、4月30日(火)、8月13日(火) 及び 8月16日(金)とし、当該日については、常昼勤務者全員が年次有給休暇を取得するものとする。但し、各従業員の有する年次有給休暇のうち、5日を超える分に限る。又、派遣従業員就業規則並びに無期雇用派遣就業規則が適用される従業員においては、上記の日に係らず、個別契約の定めるところによる。

第2条 次の者については、前項に定める計画年休の適用を除外する。

- (1) 業務上やむを得ざる事由により、終日勤務を必要とする者
- (2) 休職中の者
- (3) 業務上及び業務外疾病により欠勤中の者
- (4) 諸休暇取得中の者
- (5) その他、適用除外とするのが適当と認められる者

なお、第5号については、別途、会社、従業員代表間で協議することとする。

第3条 この協定の有効期間は2024年1月1日から2024年12月31日までとする。

2023年 12月 19日

エムシーパートナーズ株式会社

神奈川オフィス

チーフ

藤田 恵子



エムシーパートナーズ株式会社

神奈川オフィス

従業員代表

長谷川 久美子

